

**第2次 須高行政事務組合
地球温暖化対策実行計画（事務事業編）**

令和3年3月

須高行政事務組合

目 次

第 1 章 計画の基本的事項	1
1 目的	1
2 計画期間	1
3 対象範囲	1
4 対象となる温室効果ガス	1
第 2 章 温室効果ガス排出量の目標	2
1 方針	2
2 目標	3
第 3 章 取組内容	4
1 職員共通の取組み	4
2 庁舎・施設管理所属職員等の取組み	5
第 4 章 計画の進行管理	7
1 推進体制	7
2 進行管理の仕組み	8
3 進行状況	8

参考資料

- 1 対象組織・施設等一覧

第1章 計画の基本的事項

1. 目的

須高行政事務組合では、『地球温暖化対策の推進に関する法律』に基づき、組合内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組みを推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に、「須高行政事務組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、取組みを推進していきます。

地球温暖化対策の推進に関する法律 第20条の3第1項(抜粋)

第20条の3 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減及び吸収作用の保全並びに強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

2. 計画期間

令和3(2021)年度から令和7(2025)年度の5年間を計画期間とします。本計画の基準年度は、平成25(2013)年度とします。

3. 対象範囲

「須高行政事務組合地球温暖化対策実行計画」の対象範囲は、須高行政事務組合の全事業拠点の事務及び事業とします（参考資料参照）。

なお、委託又は指定管理している施設においては、受託者又は指定管理者にも温室効果ガスの削減に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請します。

4. 対象とする温室効果ガス

(1) 対象とした温室効果ガス

本組合において、計画の対象とした温室効果ガスは、以下のとおりです。

- ・二酸化炭素（CO₂）
- ・メタン（CH₄）
- ・一酸化二窒素（N₂O）
- ・ハイドロフルオロカーボン（HFC）

その他の温室効果ガスであるパーフルオロカーボン（PFC）及び六ふっ化硫黄（SF₆）については、本組合の事務・事業から排出されないと考えられることから、対象としていません。

第2章 温室効果ガス排出量の目標

1. 方針

須高行政事務組合では、温室効果ガス排出量を削減していくために、次の方針で取り組んでいきます。

基本理念

須高行政事務組合は、恵まれた自然の中で、住む人や訪れる人々の心をなごませ、安らぎと潤いのある空間を提供し、市町村への愛着心の源となるよう施設を管理運営しています。

この豊かな自然を守り育ていくために、須高行政事務組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、温室効果ガスの削減や省エネ・省資源を推進すると共に、環境法・条例等を遵守します。

基本方針

1. 日常的な取組みの推進

職員一人一人が事務事業の執行の中で、限りある資源を有効活用するため、温室効果ガスの削減や、省エネ・省資源に取り組む、環境法令遵守に努めます。

2. 継続的な改善の実施

温室効果ガスの排出状況を適切に把握し、継続的な改善を行いながら、目標の達成に向けた取組みを推進していきます。

3. 取組みの公表

温室効果ガス排出量の実態及び取組成果等を、市町村外に広く公表し、住民・事業者への率先垂範となることを目指します。

令和3年3月31日 須高行政事務組合長 三木 正夫

2. 目標

須高行政事務組合は、計画期間中に、各施設等から出る温室効果ガス総排出量を、令和7(2025)年度までに、18%削減します(平成25(2013)年度を基準とします)。

なお、本目標は、地球温暖化対策計画に記載されている「日本の約束草案」に基づいた中期目標に呼应し、「2030年度に2013年度比で「温室効果ガス総排出量」の目標削減率26%を達成するために設定しました。

目 標	須高行政事務組合の温室効果ガス削減目標	
	2013年度(基準年度)	<u>温室効果ガス総排出量 511 t CO₂/L</u>
	2025年度(目標年度)	<u>温室効果ガス総排出量 419 t CO₂/L</u>

↓ 18%削減

各年度の温室効果ガス排出量の実績と目標の達成状況は、計画の進行管理の項に示すように、適宜評価・点検し、見直していきます。

第3章 取組内容

1. 職員共通の取組み

第1次計画では、職員一人一人の環境配慮意識の向上が重要であり、次に示す取組みを励行することが重要です。

【日常業務に関する取組み】

項目	取組内容
空調	・ 空調設定温度、湿度の適正化
	・ 使用されていない部屋の空調停止
	・ 換気運転時間の短縮等の換気運転の適正化
	・ 夜間等の外気取入れ
給排水・給湯	・ 冬季以外の給湯供給期間の短縮
照明	・ 利用していない場所、時間帯におけるこまめな消灯
事務機器	・ 使用しない時間帯における電源の遮断
公用車	・ エコドライブの推進

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

【省資源の推進】

項目	取組内容
用紙類	・ 両面コピー、裏面利用の徹底
	・ 資料の共有化や簡略化
	・ ペーパーレス化の推進
廃棄物 リサイクル	・ ゴミの削減
	・ 排出ゴミの分別促進、資源化促進
	・ 割り箸、紙コップ使用自粛（マイカップ等利用促進）
	・ 封筒、ファイルなどの再利用促進
物品購入	・ プリンタのトナーカートリッジの回収とリサイクル推進
	・ グリーン購入の推進

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

2. 庁舎・施設管理等での取組み

各施設の設備機器の更新に際しては、温室効果ガス排出量の少ない設備機器へと更新するとともに、当該設備機器の運用改善、運転制御や補修・改修工事を工夫することで、大きな効果を得ることが期待できることから、各施設の管理職員等は次の取組みを推進します。

【組合各施設の保守・管理に関する取組み】

項目	取組内容
空調	・ 温湿度センサー、コイル、フィルター等の清掃
給排水・給湯	・ サーモスタッド等による自動温度制御での運用
照明	・ 照明器具の定期的な保守及び点検

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

【組合各施設の設備・機器の運用改善に関する取組み】

項目	取組内容
空調	・ 運転時間の短縮
	・ 空調機設備、熱源機の起動時刻の適正化
	・ 冷暖房の混合使用によるエネルギー損失の防止
	・ 残業時間の削減
給排水・給湯	・ 節水
	・ 給湯温度の適正化
受変電	・ 力率改善
	・ ピーク電力の削減
その他	・ 各施設の新築や増改築、設備機器の補修改修時には、再生可能エネルギーの導入についても検討する。

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

【各施設の設備・機器の導入、更新に関する取組み】

項目	取組内容
空調	・ 空調対象範囲の細分化
	・ エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新
	・ スケジュール運転、断続運転制御システムの導入
	・ 扇風機等により、室内の温度差を最小限にする
受変電	・ エネルギー損失の少ない変圧器への更新
	・ 小型化等の検討
照明	・ 不要な照明の間引き
	・ 照明対象範囲の細分化
	・ 初期照度補正又は調光制御のできる照明装置への更新
	・ 人感センサーの導入
	・ 高効率ランプへの更新
・ LED照明への更新	
設備	・ 各種条件を調査検討し、省エネタイプを選定する。
	・ 処理量の変更縮小に伴う、小型化等を検討する。
建物	・ 断熱対策の強化

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

【再生可能エネルギーに関する取組み】

項目	取組内容
再生可能エネルギーの導入	・ 太陽光、太陽熱の導入
	・ 風力の導入

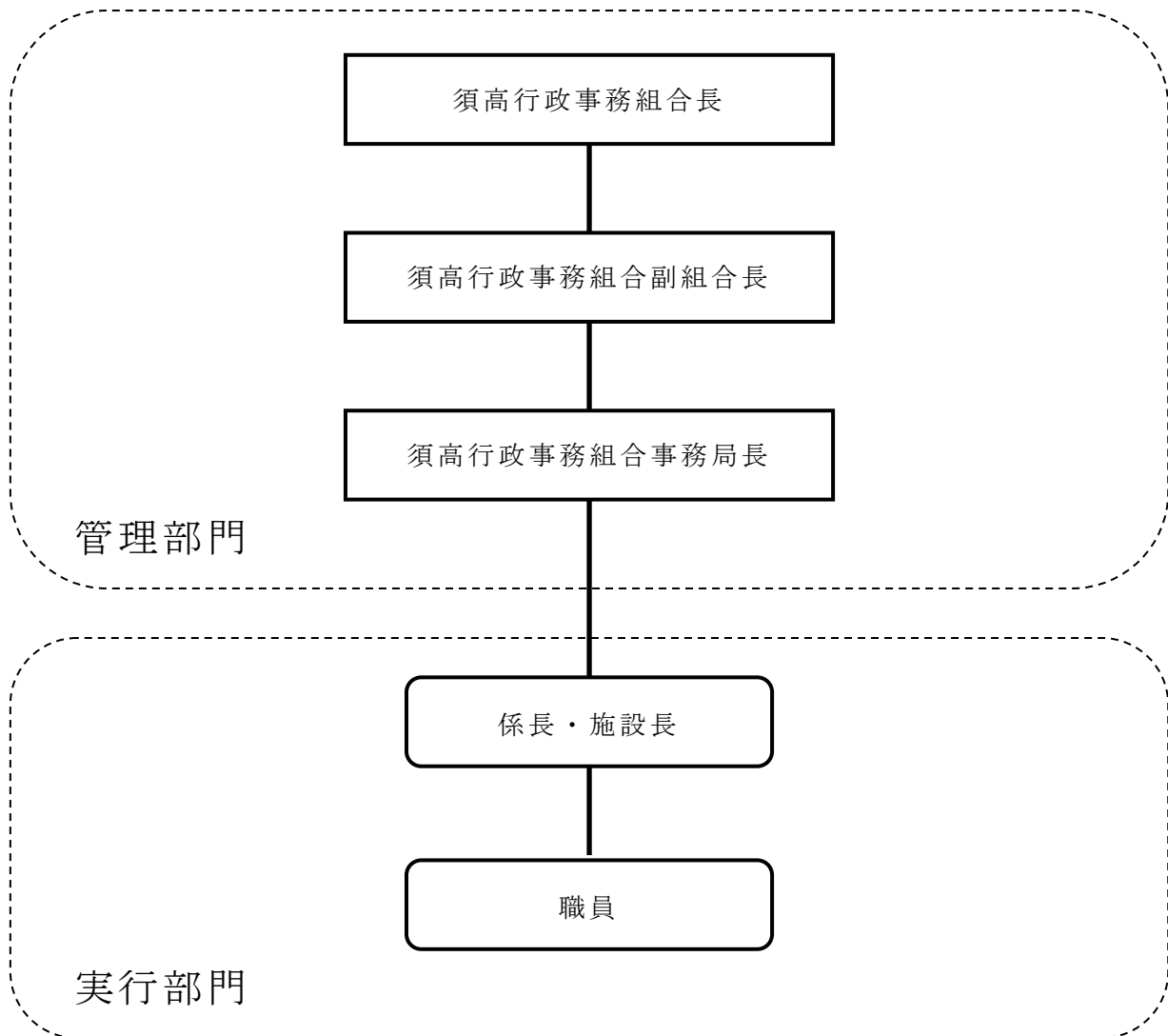
参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

第4章 計画の進行管理

1. 推進体制

「第2次須高行政事務組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」は、次の体制で実施します。

推進体制図



2. 進行管理の仕組み

「第2次須高行政事務組合地球温暖化対策実行計画」の仕組みは次のとおりです。

①計画（Plan）

事務局長は、第2章に示した温室効果ガス排出量の目標を達成するために、本計画の重要性及び第3章に示した取組みの励行等について、係長・施設長及び職員等に周知徹底を図り、事務執行の際の温室効果ガス排出量削減（抑制）に関する取組みを励行する。

②実行（Do）

係長・施設長及び職員等は、事務局長の指示に基づき、温室効果ガス排出量の削減（抑制）に努める。

③点検・評価（Check）

【係長・施設長の実施事項】

係長・施設長は、職員等の報告を踏まえて、所管の取組みを総括するとともに、所管の設備機器の利用状況（改修・更新等）の状況を把握し、年に1回所管のエネルギー使用量を、環境省が公表している「かんたん算定シート」により、事務局長に報告する。

【事務局長の実施事項】

事務局長は、係長・施設長から提出された「かんたん算定シート」に基づき、須高行政事務組合全体の集計を行い、温室効果ガス排出量の状況を取りまとめ、組合長等に報告する。

④見直し（Action）

組合長等は、事務局からの報告を踏まえて、毎年、計画の進捗状況や取組成果等に関し総括し、必要に応じて計画の見直しを行う。

3. 進行状況

令和元（2019）年度時点での活動量の二酸化炭素排出量換算及び排出状況は、343 t CO₂/Lと目標排出量（419 t CO₂/L）を達成しているため、目標年度までこの水準を維持していく。

參考資料

参考資料1 対象組織・施設等一覧

※省略

事務局	須坂市大字小山字布田 2104-36
須高衛生センター	須坂市大字小山字布田 2104-36
火葬場「松川苑」	須坂市大字日滝字丹波塚 4476
須高広域総合プール(サマーランド)	須坂市大字日滝 413-4